

個人情報保護委員会（第196回）議事概要

- 1 日時：令和4年1月19日（水）14：40～
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：丹野委員長、小川委員、中村委員、大島委員、浅井委員、
加藤委員、藤原委員、梶田委員、高村委員
佐脇審議官、西中総務課長、赤阪参事官、山澄参事官、鴨参事官、
片岡参事官、松本研究官

4 議事の概要

- (1) 議題1：個人情報の保護に関する基本方針の見直しの方針について
事務局から、資料に基づき説明を行った。

大島委員から「個人情報の保護に関する基本方針は、個人情報保護に関する諸施策を総合的かつ一体的に推進するため、その枠組みと方向性を明らかにするものである。今回の基本方針の見直しは、令和2年改正法及び令和3年改正法を踏まえたものとなる。個人情報を取り巻く環境は国内外において常に目まぐるしく変化している。委員会の役割や体制も大きく変わる中、政府としてどのような統一方針を示そうとしているのか、世間からの注目は極めて大きいものと考えられる。委員会としてしっかり対応をしてもらいたい」旨の発言があった。

丹野委員長から「個人情報を取り巻く国内外の状況は様々に変化しており、その中で本年4月の令和2年改正法及び令和3年改正法の施行に向けて、委員会としてメッセージを広く発信していく必要があり、基本方針を見直すことは大変重要である」旨の発言があった。

原案のとおり了承され、意見公募手続を進めることとなった。

- (2) 議題2：厚生労働省（公的年金業務等に関する事務）の全項目評価書について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

本評価書は承認され、厚生労働省に対し、委員会による承認及び審査記載事項を評価書に記載する旨を通知することとなった。

- (3) 議題3：令和2・3年改正番号法 ガイドライン案について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

梶田委員から「今回の改正については、漏えい等報告における本人通知の義務化等、新たに追加された事項があるので、行政機関等においては関心が高いと思われる。このため、ガイドラインに則った対応が確実になされるよう、丁寧に周知を行ってほしい」旨の発言があった。

原案のとおり了承され、意見公募手続を進めることとなった。

(4) 議題4：改正個人情報保護法に基づく令和4年度の監視・監督活動の方向性について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

中村委員から「改正個人情報保護法の円滑な施行に向けては、事業者や行政機関、独立行政法人と十分なコミュニケーションを取りながら、それぞれの準備を滞りなく進めていくことが重要である。今回の改正で、漏えい等報告が義務化されること、委員会が個人情報の取扱いを一元的に監視・監督することを踏まえ、民間事業者の個別事案への対応や行政機関等への対応など、来年度の監視・監督活動の方向性を示すことは、必要かつ有意義である。今後も、委員会から適時適切に監視・監督活動の方針を対外的に示していくことが肝要である」旨の発言があった。

加藤委員から「令和3年改正法により、これまでの民間部門に加えて、行政機関等が新たに委員会の監視対象に追加されることとなるが、行政機関等の個人情報の取扱いにおいて透明性と信頼性の確保が特に重要であることについては、改めて強調しておきたい。このため、委員会としては、施行状況調査や定期的・計画的な実地調査などを織り交ぜながら、それぞれの行政機関等の保有個人情報の量や質、取扱状況などの実態を把握し、適時適切に法執行を行えるよう、施行に向けてしっかりと準備を進めていくことが必要である」旨の発言があった。

丹野委員長から「この方向性に沿って、今後、行政機関及び独立行政法人等と連携し各機関の個人情報の取扱いの実態把握も踏まえつつ、令和4年度の監視・監督活動の方針につなげてまいりたい」旨の発言があった。

原案のとおり了承された。

以上